

統計品質改善会議（第1回）議事次第

日 時：9月15日（木）10:00-12:00

場 所：中央合同庁舎3号館3F 総合政策局局議室

参加者：美添座長他8名（舟岡委員が欠席予定）

議 題：

（1）次官冒頭挨拶〔プレス（冒頭頭取り）〕

（2）統計品質改善会議の運営について

○運営規則の決定について

（配布資料）

- ・【資料1】統計品質改善会議運営規則（案）

（3）検討事項

○所管統計の改善についての検討課題について

○建築着工統計調査のデータ処理の方法について

○港湾調査の改善について

（配布資料）

- ・【資料2】所管統計の改善についての検討課題（案）
- ・【資料3】統計改革プラン～開かれ、使われ、改善し続ける統計へ～（概要）
- ・【資料4】国土交通省の所管統計について
- ・【資料5】令和5年度概算要求（集中的な統計改革の推進）について
- ・【資料6】建築着工統計調査について
- ・【資料7】港湾調査の改善の方向性について

（4）報告事項

○トラック輸送情報の廃止について

○統計の誤りへの対応について

○その他

(配布資料)

- 【資料8】トラック輸送情報の廃止について
- 【資料9】誤り報告のフローについて
- 【資料10】点検表(案)
- 【資料11】建設業許可・建築工事届等の電子化状況を踏まえた行政記録情報の統計への活用に向けた勉強会について

統計品質改善会議運営規則（案）

令和4年●月●日
統計品質改善会議決定

（名称）

第1条 本会議は、「統計品質改善会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 国土交通省が所管する統計の作成プロセスを審議し、統計の品質改善を図ることにより、所管統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指すことを目的とする。
2 会議では、統計に関する専門的・技術的な観点から議論や検討等を行う。

（会議）

第3条 会議に座長を置く。
2 座長は、会議の議事を整理する。
3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
4 会議の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると座長が認めるものを除き、公開するものとする。
5 会議における議事要旨については、会議終了後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ウェブサイト公開するものとする。

（事務局）

第4条 会議の事務局は、国土交通省総合政策局情報政策課に置く。
2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第5条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

（附則）

第6条 この規則は、令和4年●月●日から施行する。

所管統計の改善についての検討課題（案）

以下のような課題を検討していくこととしてはどうか。

○基幹統計をはじめとする主要統計の品質改善について

○ユーザー目線に立った「使われる統計」の実現について

○行政記録情報の統計業務への活用その他統計DXの推進について

○その他

第1章 はじめに

- 不適切事案を決して再発させない、という強い決意のもと、「開かれ、使われ、改善し続ける統計へ」を基本原則として、統計改革を推進

第2章 検証委員会報告書等による指摘事項

- 原因：業務過多、情報の分断、分業意識、問題を先送りする構造、組織マネジメント上の課題 等
- 再発防止策(提言)：業務過多の解消、統計を統合的に理解する職員の配置、職員の専門知識の習得、専門家との相談体制の構築、問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成

第3章 所管統計の点検結果概要

基幹統計(9統計:統計委員会指示点検)及び一般統計(55統計:国交省独自点検)

(1)統計作成プロセスごとの実施機関

- ・大半の調査における担当職員は1～2名(基幹統計)、1名程度(一般統計)。複層的なチェックや品質改善に課題。

(2)調査・集計プロセスのマニュアルの整備状況

- ・大半の統計調査でマニュアル有り。記載の質及び量の更なる充実が必要。
- ・マニュアルが管理職まで共有されていない(建設工事施工統計調査・建設工事受注動態統計調査)。
- ・マニュアルを作成中(建築工事費調査)。

(3)調査・集計プロセスの変更時の対応状況

- ・調査・集計プロセスの変更時において、業務フロー全体への影響確認を実施しているが、専門家の関与なし。

(4)遅延調査票の取扱い

- ・「合算問題」及び「二重計上」は生じていない。
- ・4基幹統計調査において遅延調査票があるものの、本来月のみの集計となっている。

(5)公文書管理の状況

- ・公文書管理法上の同意を得ずに廃棄した行政文書ファイルを確認(すべて調査票)。
- ・保存期間内に廃棄した行政文書ファイルを確認(すべて調査票)。
- ・行政文書ファイル管理簿に未記載の行政文書ファイルを確認。

(6)その他(統計委員会の点検項目以外)

建築着工統計(外れ値補正処理)及び港湾統計(2港間貨物流動量把握)について、精度向上の観点から、統計の専門家による統計品質改善会議において検討。

第4章 統計改革に向けた具体策

1. 統計部局の体制強化

[組織体制の強化]

- 所管統計全般の企画立案及び品質改善を担う「統計改善プラットフォーム」の立ち上げ【R5～】
- 統計担当の人員体制を強化【R4～】

[人材育成の充実]

- 統計研修の積極的かつ計画的な受講を推進【R4～】
- 統計人材に係る人事交流等の促進【中期】

[統計プロセスの合理化・効率化]

- 集計業務等における民間事業者の適切な活用【R5～】
- 統計業務の効率化や棚卸しの実施【R5～】

[問題発見と解決を奨励する組織風土づくり]

- 誤り発見のチェック及び「対応ルール」の徹底【R4～】
- 専門家のアドバイザー任命による相談体制【R4～】
- 幹部ミーティング・若手グループディスカッションの充実【R4～】

2. 「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革

[「開かれた統計」への転換(統計のオープン化)]

- ユーザー目線に立ち、統計プロセスをできる限り開示【R5～】
- ユーザーとの意見交換等による統計のニーズ把握【R5～】

[「使われる統計」への転換(EBPMの推進)]

- 政策担当局と統計部門の一層の連携強化【R5～】
- EBPMのモデルとなる先導的なロジックモデルの作成【R5～】

[「改善し続ける統計」への転換]

- 3H(変更・初めて・久しぶり)時における複層的なチェックを含む、統計改善プラットフォームによる所管統計のPDCAの強化【R5～】
- 専門家による「統計品質改善会議」の設置【R4～】
- 業務マニュアルの改善【R5～】

[統計DXの推進]

- エラーチェック等作業プロセス適正化に係るシステム改修【R5～】
- e-Survey等を活用したオンライン調査化推進【R5～】
- 建設業等の行政記録情報の電子化において、建設工事IDの導入について検討【R5～】

3. 公文書管理の改善に向けた具体策

- 各統計の業務マニュアルに公文書管理法に定める手続を反映【R4～】
- 部門ごとに細分化して主任文書管理者を配置すること等により管理体制を強化【R4～】

第5章 終わりに

○ 「統計品質改善会議」において実施状況を確認し、必要に応じた見直しを行う等、更なる改革を推進

国土交通省の所管統計について

(凡例)

●: 毎月調査(四半期調査含) ○: 毎年調査 △: 1回限りの調査
②: 2年に一度調査 ③: 3年に一度調査 ⑤: 5年に一度調査 ⑩: 10年に一度調査

統計		所管課室		
基幹統計				
1	●港灣調査	総合政策局(EBPM・情報政策本部)	交通経済統計調査室	
2	●造船機械統計調査		交通経済統計調査室	
3	●鉄道車両等生産動態統計調査		交通経済統計調査室	
4	●自動車輸送統計調査		交通経済統計調査室	
5	●内航船舶輸送統計調査		交通経済統計調査室	
6	○船員労働統計調査		交通経済統計調査室	
7	●建築着工統計調査		建設経済統計調査室	
8	●建設工事統計調査		建設経済統計調査室	
9	⑤法人土地・建物基本調査		土地政策審議官部門	情報活用推進課
特定一般統計				
10	●鉄道輸送統計調査	総合政策局(EBPM・情報政策本部)	交通経済統計調査室	
11	●航空輸送統計調査		交通経済統計調査室	
12	●自動車燃料消費量調査		交通経済統計調査室	
13	●建築物リフォーム・リニューアル調査(四半期)		建設経済統計調査室	
14	●建設労働需給調査	不動産・建設経済局	建設市場整備課	
15	○土地保有・動態調査	土地政策審議官部門	情報活用推進課	
16	⑩パーソントリップ調査(東京都市圏、中京都市圏及び近畿圏)	都市局	都市計画課	
17	⑤全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査	道路局	企画課	
18	⑤住生活総合調査	住宅局	住宅企画官	
19	○住宅市場動向調査		住宅企画官	
20	⑤マンション総合調査		参事官(マンション・賃貸住宅担当)	
21	●宿泊旅行統計調査	観光庁	観光戦略課	
22	●訪日外国人消費動向調査		観光戦略課	
一般統計				
23	○旅客県間流動調査	総合政策局(EBPM・情報政策本部)	情報政策課	
24	⑤内航船舶輸送統計母集団調査		交通経済統計調査室	
25	⑤幹線旅客流動実態調査(幹線バス・フェリー及び鉄道)		情報政策課・鉄道局参事官(新幹線建設)	
26	●建設関連業等の動態調査		建設経済統計調査室・公共事業企画調整課等	
27	○建設業活動実態調査		建設経済統計調査室・技術調査課等	
28	△建設工事進捗率調査		建設経済統計調査室	
29	⑤産業連関構造調査(不動産業投入調査)		建設経済統計調査室	
30	⑤産業連関構造調査(土木工事間接工事費投入調査)		建設経済統計調査室	
31	⑤産業連関構造調査(土木工事費投入調査)		建設経済統計調査室	
32	⑤産業連関構造調査(建築工事費投入調査)		建設経済統計調査室	
33	⑤産業連関構造調査(独立行政法人等土木工事費投入調査)		建設経済統計調査室	
34	⑤産業連関構造調査(公共事業工事費投入調査)		建設経済統計調査室	
35	⑤産業連関構造調査(公共事業工事費投入調査における予備調査)		建設経済統計調査室	
36	⑤産業連関構造調査(運輸関連事業投入調査)		情報政策課	
37	⑤産業連関構造調査(こん包業に関する投入調査)		情報政策課	
38	⑤産業連関構造調査(内航船舶品目別運賃収入調査)		情報政策課	
39	⑤産業連関構造調査(有料駐車場に関する投入調査)		情報政策課	
40	⑤産業連関構造調査(地方公共団体運輸関連施設投入調査)		情報政策課	
41	②建設機械動向調査		総合政策局	公共事業企画調整課
42	△建設副産物実態調査			公共事業企画調整課
43	⑤大都市交通センサス	総合政策局(公共交通・物流政策審議官部門)	交通政策課	
44	⑤全国貨物純流動調査		物流政策課・道路局企画課	
45	●主要建設資材需給・価格動向調査	不動産・建設経済局	建設市場整備課	
46	②建設資材・労働力需要実態調査		建設市場整備課	
47	⑤建設業構造実態調査		建設市場整備課	
48	⑤全国都市交通特性調査	都市局	都市計画課	
49	⑩東京都市圏物資流調査		都市計画課	
50	⑩中京都市圏物資流動調査		都市計画課	
51	⑩近畿圏物資流調査		都市計画課	
52	○水害統計調査		水管理・国土保全局	河川計画課
53	○民間住宅ローンの実態に関する調査	住宅局	住宅経済・法制課	
54	⑤空き家所有者実態調査		住宅企画官	
55	○船員異動状況調査	海事局	船員政策課	
56	⑤全国輸出入コンテナ貨物流動調査	港湾局	計画課	
57	⑤ユニットロード貨物流動調査		計画課	
58	⑤バルク貨物流動調査		計画課	
59	○国際航空旅客動態調査	航空局	空港計画課	
60	②航空旅客動態調査		空港計画課	
61	②航空貨物動態調査		空港計画課	
62	②国際航空貨物動態調査		空港計画課	
63	●旅行・観光消費動向調査	観光庁	観光戦略課	
64	○北海道法人企業投資状況調査	北海道開発局	開発計画課	

集中的な統計改革の推進 [3億円(皆増)]

建設工事受注動態統計調査等の不適切事案を踏まえ、国土交通省の所管統計に対する信頼を回復するため、「国土交通省統計改革プラン」(令和4年8月10日)を踏まえ、統計の抜本的な改革を実施し、省横断的に所管統計全般の点検・企画立案・品質改善を図る。

- 統計作業プログラムの改修・再構築による統計改革の基盤整備
- 統計品質改善会議における議論を踏まえた所管統計の品質向上
- 国の職員が行っている調査票の回収・集計作業等の統計調査業務の民間委託

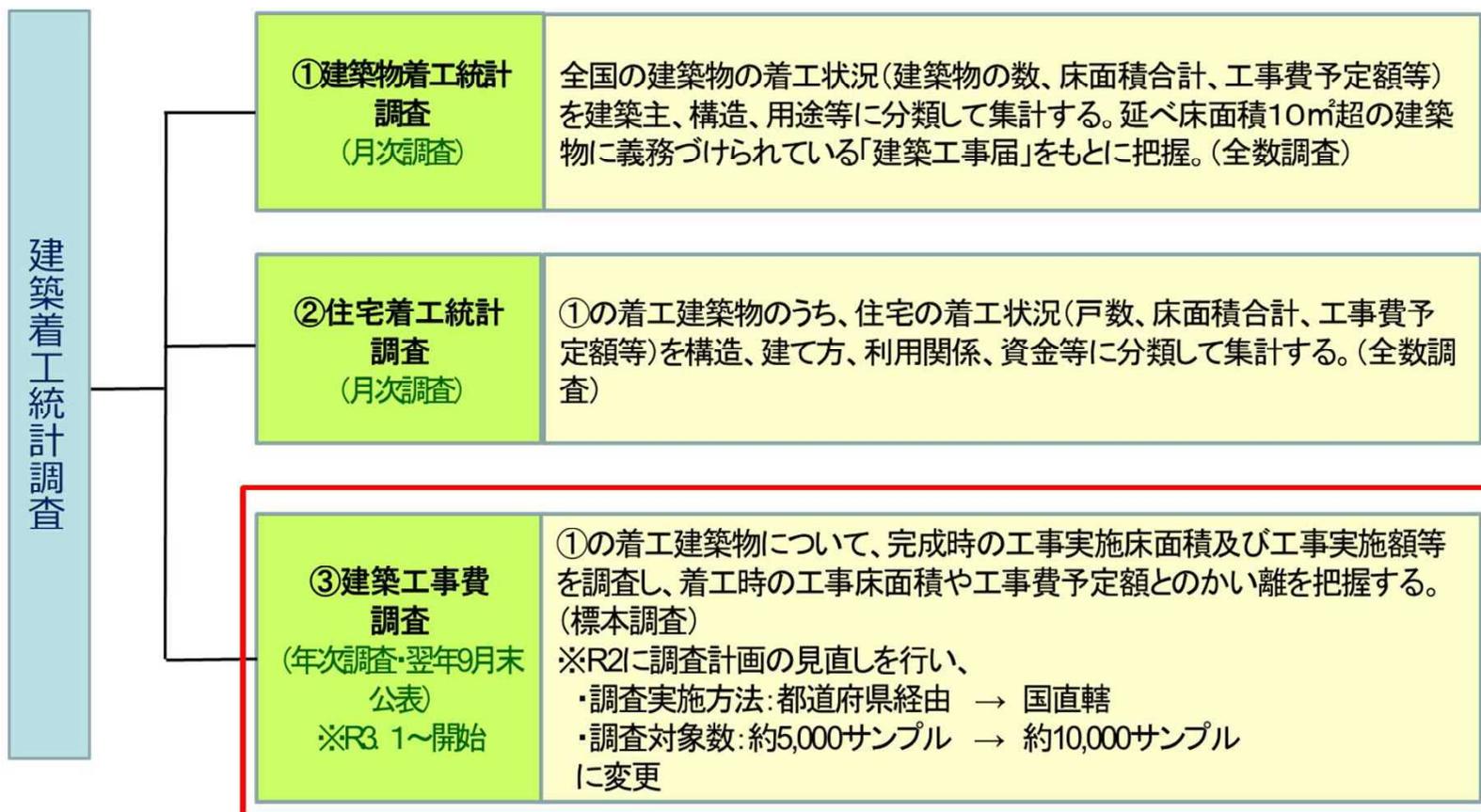
建築着工統計調査について

国土交通省 総合政策局
情報政策課 建設経済統計調査室

令和4年9月15日

建築着工統計調査の全体像

- 建築着工統計調査とは、全国の建築物の動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とした基幹統計調査。建築物着工統計調査、住宅着工統計調査（以下、建築物着工調査と併せて「建築着工統計調査」という）、建築工事費調査により構成。
- 建築工事費調査は従来の「補正調査」の標本設計を変更して令和3年より実施。



建築着工統計調査の全体像

- 令和元年12月変更申請・諮問、令和2年1月審議・答申、令和2年2月承認

	補正調査(旧調査)	建築工事費調査(新調査)
調査対象数	約5,000	約10,000 (試験調査等の状況を踏まえ、調査対象数を増加)
抽出方法	層化二段無作為抽出 抽出単位: 1段目:市区(固定) 2段目:建築物(層化抽出)	層化無作為抽出 抽出単位:建築物 ※工事費予定額20億円以上は全数調査
推計方法	単純集計 工事費予定額から工事実施額を推計するための補正率を推計	抽出率及び回収状況等を加味した線形推定 工事実施額を直接推計
層化基準	・都道府県(47区分) ・建築物の構造(木造・非木造)	・建築物の構造(木造・非木造) ・工事費予定額階級(1億円未満、1~20億円の2区分)
標本配分法	層別に抽出率を設定(1/10~1/100)	工事費予定額によるネイマン配分

(注) 「平成28年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書(統計精度検査関連分)」(平成30年3月30日統計委員会)において「ネイマン配分に準じた配分率を算定する際、しつ皆層、標本層別の回収率等を踏まえながら最終的な回収数として現行の標本サイズ(約5000)が維持できるよう検討することが必要である」と指摘

建築工事費調査概況

1. 建築工事費調査について

建築着工統計の建築物の工事実施床面積及び工事実施額を求めるための統計調査
令和3年完成分の調査を9月末に公表予定

【建築着工統計による令和3年完成予定の建築物の概要】

①	棟数	561,438
②	工事予定床面積 (㎡)	116,821,500
③	工事費予定額 (百万円)	25,607,331.78

【建築工事費調査の実施状況】

④	抽出した建築物のうち令和3年完成予定のもの ※ 抽出した建築物は13,886棟	8,390
⑤	調査発送件数	8,141
⑥	回収件数	5,767
⑦	回収率	71%

建築工事費の推計について

【建築工事費調査の回答状況】

⑧	⑥のうち中止・未着工	140
⑨	⑥のうち結果として令和4年に完成（見込みも含む。）	835
⑩	⑥のうち対象外（物件相違、令和2年以前完成、構造変更等）	192
⑪	令和4年完成予定（次年度調査対象）で令和3年完成のもの	116
⑫	令和3年完成建築物（⑥－⑧－⑨－⑩＋⑪）	4,716

2. 工事実施床面積の推計について

上記（⑨＋⑫）／（⑧＋⑨＋⑫）を母集団における工事実施率とし、②に乗ずる。

※工事実施率の推計に当たっては、令和3年完成建築物として、令和3年または令和4年に完成予定で令和3年に完成した4716棟に加えて、令和2年以前に完成予定で令和3年に完成した建築物として、令和3年完成予定で令和4年に完成したもの（835棟）相当分があることを考慮した。

※実際には木造・非木造の別と工事費予定額階級（1億円未満、1億円以上20億円未満、20億円以上）からなる各層について算出。

⑬	工事実施率 ※（⑨＋⑫）／（⑧＋⑨＋⑫）	97.5%
⑭	令和3年に完成した建築物の工事実施床面積（㎡） ※②×⑬	113,157,445

建築工事費の推計について

3. 工事実施額の推計方法（以下の計算を抽出層別を実施）

工事実施額の推計については、単価補正率と単価から工事実施床面積で推定する方法によって算出する。

1) 標本の工事費予定額の平方メートル当たり単価 $\frac{c_0}{a_0}$

2) 標本の工事実施額の平方メートル当たり単価 $\frac{c_1}{a_1}$

3) 単価補正率 $\frac{c_1}{a_1} / \frac{c_0}{a_0}$

4) 工事実施床面積の推計

$$A_1 = A_0 \times \frac{a_1}{a_0}$$

5) 工事実施額の推計

$$B_1 = A_1 \times \frac{B_0}{A_0} \times \frac{c_1}{a_1} / \frac{c_0}{a_0}$$

a_0	調査した建築物の工事予定床面積の総和 (㎡) ※
a_1	調査した建築物の工事実施床面積の総和 (㎡) ※
c_0	調査した建築物の工事費予定額の総和 (万円) ※
c_1	調査した建築物の工事実施額の総和 (万円) ※
A_0	令和3年に完成予定の建築物の工事予定床面積 (㎡)
A_1	令和3年に完成した建築物の工事実施床面積 (㎡)
B_0	令和3年に完成予定の建築物の工事費予定額 (万円)
B_1	令和3年に完成した建築物の工事実施額 (万円)

※ 上記の工事予定床面積、工事実施床面積、工事費予定額、工事実施額による単価補正率の推計については、P.7に掲載の外れ値処理によって抽出した点のみを用いている。

建築工事費の推計について

4. 結果

前頁の推計方法によって算出した部分は以下の太枠に示すとおり。

令和3年に完成予定の建築物の工事費予定額（百万円）（再掲）	25,607,331.78
令和3年に完成した建築物の工事实施額（百万円）	25,136,993.67
（工事費予定額に対する割合）	98.2%

＜標本の工事实施額から線形推定 + 比推定する方法＞

令和2年1月の統計委員会の答申の際に念頭にあった推計方法（令和元年6月の評価分科会において審議した推計方法を基にしたもの）は以下のとおり。なお、この方法は前頁の推定方法の式と同一となる。

工事实施額は

$$\hat{X}_{(i,j,k)} \times \frac{T_{(i,j,k)}}{\hat{T}_{(i,j,k)}}$$

これは前頁の B_1 であり、式は完全に一致する。

ただし、

$$\hat{X}_{(i,j,k)} = \sum_m N_{(i,j,k)} \times \frac{x_{(i,j,k,m)}}{n_{(i,j,k)}}$$

$$\hat{T}_{(i,j,k)} = \sum_m N_{(i,j,k)} \times \frac{t_{(i,j,k,m)}}{n_{(i,j,k)}}$$

i : 構造（木造、非木造）
 j : 完成予定金額階級（1億円未満、1億円以上～20億円未満、20億円以上）
 k : 届出年（令和元年、令和2年、令和3年）※データ分類が未了のため実際は省略
 $T_{(i,j,k)}$: 建築着工統計により得られる工事費予定額の各層における総和
 $\hat{X}_{(i,j,k)}$: 建築工事費調査により得られる工事实施額の各層における線型推定値
 $\hat{T}_{(i,j,k)}$: 建築工事費調査の標本における工事費予定額（建築着工統計）の各層における線型推定値
 $N_{(i,j,k)}$: 構造 i , 完成予定金額階級 j , 届出年 k の層の建築物の総数
 $n_{(i,j,k)}$: 構造 i , 完成予定金額階級 j , 届出年 k の層から抽出する標本の大きさ
 $x_{(i,j,k,m)}$: 構造 i , 完成予定金額階級 j , 届出年 k の層の m 番目の標本の工事实施額
 $t_{(i,j,k,m)}$: 構造 i , 完成予定金額階級 j , 届出年 k の層の m 番目の標本の工事費予定額

参考：建築工事費の調査の外れ値の取扱いについて

推計方法の補足（外れ値の処理）

工事費予定額と工事実施額について原点を通る線形回帰式を想定し、50%を刈り込む二乗誤差刈り込み最小化（Least Trimmed Squares）法によって外れ値対策を行う。

調査票情報に該当する情報を含むため省略

左上は外れ値処理を行うことなく回帰を行ったもの。右上は二乗誤差刈り込み最小化（LTS）法を実施したもの。LTS法では、ある直線とそれぞれの点の残差の二乗の下位の一定割合（50%）を考え、その二乗平方和が最小となるような点と直線を決定する。右は橙色の線が回帰直線であり、橙色の点がこの直線からの残差の二乗が下位50%となる点。この直線とこの点の組合せが原点を通る直線と下位50%の点との残差の二乗和を最小にする。この50%の点を抽出して算出した単価補正率は右の表のとおり。

	LTS (50%除く)	
	木造	非木造
20億円以上	1.015508	1.010835
1億円以上20億円未満	(1億円以上)	1.019161
1億円未満	1.020759	1.012800

調査票情報に該当する情報を含むため省略

次回の統計品質改善会議に向けた課題

- 建築着工統計調査（建築工事費調査を除く）は月次の全数調査であり、転記誤り等と思われる工事の全てについて個別に疑義照会を行うことが公表期日との関係で困難であることから、国土交通省において、転記誤り等の蓋然性の高い数字を迅速に抽出し、より確度が高いと思われる数字への補正処理を行っている。
- 今般の建築工事費調査の実施にあたり、建築着工統計調査から得られる工事費予定額と建築工事費調査から得られる工事実施額との関係を調べたところ、工事実施額が補正処理後の工事費予定額と乖離しているケースが散見された。このため、補正処理の方法を見直し、より確度の高いものへと見直すこととする。

調査票情報に該当する情報を含むため省略

概要

○調査内容

港湾調査は、年間300万隻を超える入港船舶と取扱貨物等の詳細について把握し、国や港湾管理者の政策の基礎資料として活用されている基幹統計調査。

港湾ごとの取扱貨物量とともに、二港間の貨物流動量を出発港と到着港の双方で把握している。

取扱貨物量や二港間の貨物流動量等については、港湾運送事業者、船舶運航事業者、船舶代理店等が報告者となっている。

○調査対象等

甲種港湾（毎月）：166港（海上運送網の拠点として重要性の高い港湾：東京港、横浜港等）

乙種港湾（毎年）：512港（甲種港湾以外の港湾：気仙沼港、熱海港等）

○調査経路

国土交通省－都道府県－調査員－報告者

二港間の貨物流動量の差異について

二港間の貨物流動量については、A港で報告されたB港へ出された貨物量（移出量）と、B港で報告されたA港から受け取った貨物量（移入量）に差異が生じている。

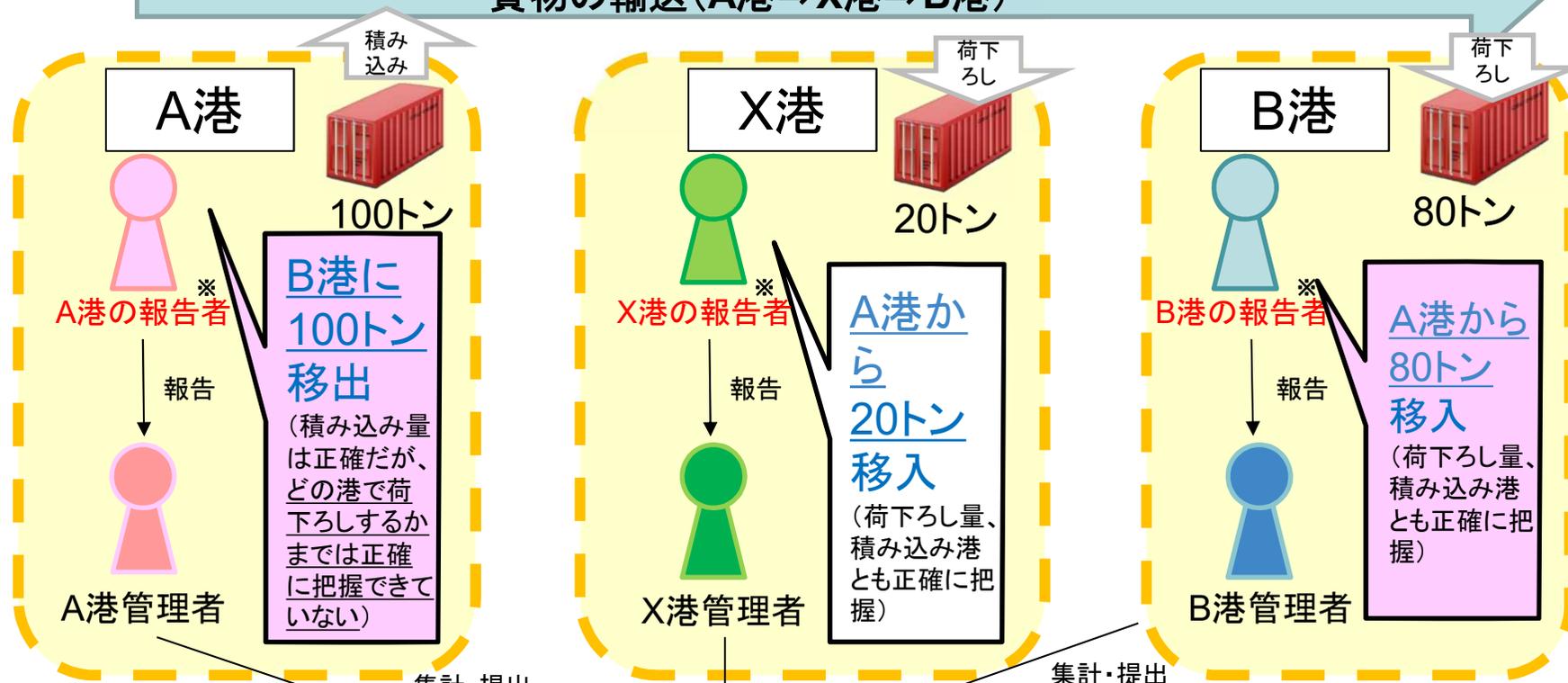
全国の出発港から報告された移出量の合計と移入量の合計はほぼ合致していることから、差異が生じる要因は、港湾ごとに報告者が異なり、報告者ごとに把握している情報も異なること等から、A港からB港に到着するまでの経由地での積み下ろし量について正確に把握できていないことなどが考えられている。

今後の対応

二港間の貨物流動量に差異が生じている港湾を整理し、ヒアリングやアンケートを実施し、要因分析を行い、精度向上に向けた改善策を策定する。その改善策を実施することで、二港間の貨物流動量の差異の縮減を図る。

(参考) 移出と移入の貨物量の乖離のイメージ(一例)

移出と移入の貨物量の乖離のイメージ(一例)



港湾統計の記載イメージ

報告港湾	到着港	貨物トン数
A港	B港	100
A港	X港	0

国土交通省

港湾統計の記載イメージ

報告港湾	出発港	貨物トン数
B港	A港	80
X港	A港	20

※報告者は、港湾運送事業者、船舶運航事業者、水産業協同組合長、その他実態を把握できる者

(参考) 港湾統計年報(令和2年(2020年))

移出シャーシ仕向港別表

(単位:台)

港湾名	仕向港	計	シャーシ個数	空シャーシ個数
北海道		285,268	250,338	34,928
釧路	宮城 仙台塩釜	14,876	14,876	—
	茨城 茨城	40,381	40,381	—
	東京 東京	10,287	10,287	—
	大阪 大阪	9	9	—
苫小牧	北海道 釧路	18,306	14,425	3,881
	青森 八戸	444	92	352
	宮城 仙台塩釜	3,848	2,532	1,316
	茨城 茨城	80,216	62,730	17,486
	東京 東京	53,596	50,742	2,854
	神奈川 川崎	1,399	453	946
	福井 敦賀	38,267	31,895	6,372
	静岡 清水	27	24	3
	愛知 名古屋	23,508	21,791	1,717
	大阪 大阪	102	101	1
青森		2,745	2,388	359
八戸	東京 東京	86	86	—
	神奈川 川崎	1,190	939	251
	愛知 名古屋	1,469	1,361	108
岩手		13	13	—
宮古	北海道 函館	13	13	—
宮城		24,323	23,323	1,000
仙台塩釜	北海道 苫小牧	10,776	10,615	161
	北海道 釧路	1,011	793	218
	青森 八戸	31	—	31
	東京 東京	1,908	1,700	208
	静岡 清水	166	166	—

移入シャーシ仕出港別表

(単位:台)

港湾名	仕出港	計	シャーシ個数	空シャーシ個数
北海道		290,691	276,103	14,588
釧路	北海道 苫小牧	17,579	17,579	—
	茨城 茨城	40,748	40,748	—
	東京 東京	11,263	11,263	—
	大阪 大阪	60	60	—
苫小牧	青森 八戸	27	13	14
	宮城 仙台塩釜	25,532	24,103	1,429
	茨城 茨城	85,526	82,493	3,033
	東京 東京	56,045	55,105	940
	神奈川 川崎	1,069	700	369
	福井 敦賀	33,395	26,696	6,699
	静岡 清水	34	34	—
	愛知 名古屋	19,394	17,290	2,104
	大阪 大阪	19	19	—
青森		3,382	1,185	2,197
八戸	東京 東京	90	31	59
	神奈川 川崎	1,834	696	1,138
	愛知 名古屋	1,458	458	1,000
岩手		4	4	—
宮古	北海道 函館	4	4	—
宮城		27,027	24,674	2,353
仙台塩釜	北海道 苫小牧	4,536	3,309	1,227
	北海道 釧路	4,144	3,852	292
	東京 東京	2,082	1,864	218
	静岡 清水	393	393	—
	愛知 名古屋	13,429	12,902	527
	大阪 大阪	2,039	1,950	89

概要

トラック輸送情報は、トラックによる輸送量の増減及びその原因並びにトラック輸送を通じてみた景気の動向などを迅速に把握することを目的に、昭和41年より毎月実施している業務統計。

根拠法令

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第3条（臨時の報告）

調査対象・調査経路

特別積合せトラック：24事業者 国土交通省－報告者
一般貨物トラック：983事業者 国土交通省－地方運輸局－運輸支局－報告者

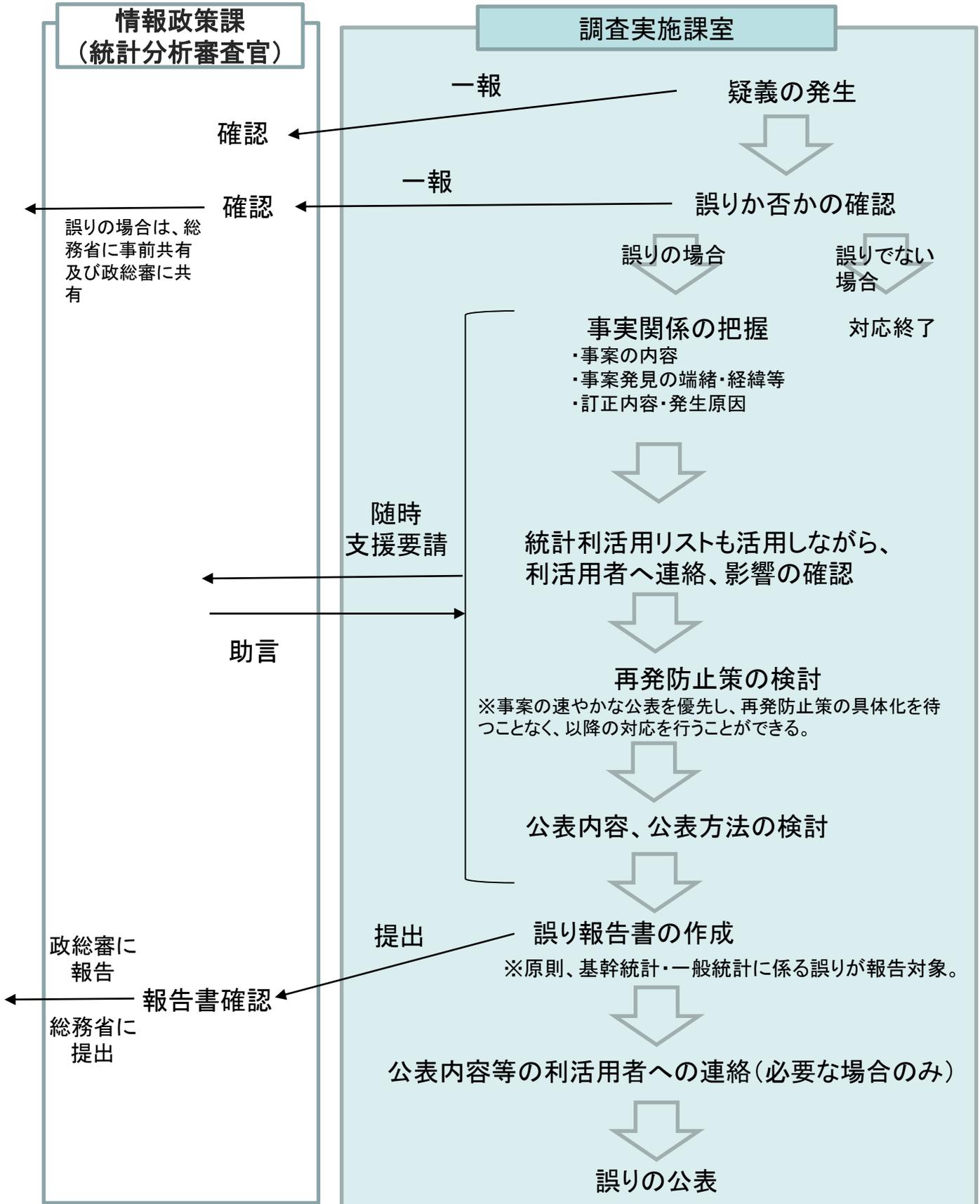
（事業者数は令和4年6月調査分の数値）

取り巻く環境

- ①トラック輸送情報に代わる資料としては、自動車輸送統計調査（交通経済統計調査室）、宅配便取扱実績（自動車局貨物課）のほか、各事業者のプレスリリース（宅配便個数について、大手3社（ヤマト運輸、SGホールディングス、日本郵便）が毎月HPで公表しており、トラック輸送情報の宅配便個数の95%以上を捕捉可能であること。
- ②行政機関や民間事業者等による各種調査やアンケート等の重複は報告者にとって負担となることから、報告者の負担軽減から、必要最小限の調査実施に努める必要があること。
- ③本省関係部局（自動車局貨物課、総合政策局物流政策課）、地方運輸局等、全日本トラック協会、民間事業者等の利用者に二重を確認したところ、廃止による大きな問題、影響はなかった。
- ④昨今の政府統計を巡る情勢を踏まえ、統計改革推進会議統計行政新生部会において、限られた統計リソースを有効活用し真に必要な統計への重点化を行うことが方針として定められている。

令和4年7月調査分を以て「トラック輸送情報」を廃止することとした。

誤り発見後の対応フロー図(簡易版)



国土交通省 点検表(案)

令和4年〇月〇日

国土交通省合理的根拠政策立案推進・情報政策本部

1. 審査・集計プロセスの管理	
(1) 調査票に関する審査	
<input type="checkbox"/>	調査票の必須の調査事項について、記入漏れはないか。(調査票の必須の調査事項の記入漏れを自動検出できるか等)
<input type="checkbox"/>	関連する調査事項間で、回答内容に矛盾や不合理がないか。(他の調査事項との関係で不整合な回答内容を自動検出できるか等) (例)「世帯主の配偶者」が「未婚」など、回答内容に矛盾が生じていないかのチェック
<input type="checkbox"/>	回答の数値が通常では想定し得ない値でないか。(数値の上限と下限を定め、その範囲内にあるか否かチェックするなど、通常では想定し得ない値を自動検出できるか等)
<input type="checkbox"/>	回答期限を過ぎて提出された調査票がある場合、その集計上の取扱いをマニュアルに定め、そのとおりに処理しているか。
(2) 結果表に関する審査	
<input type="checkbox"/>	一つの結果表において、内訳の合計が総数を超えているなど、表内の数値に矛盾はないか。(表内の数値の矛盾を自動検出できるか等)
<input type="checkbox"/>	複数の結果表に掲載されている同じ項目の数値が異なっているなど、結果表間で数値に矛盾はないか。(複数の結果表間の矛盾を自動で検出できるか等)
<input type="checkbox"/>	その他、結果表の数値をチェックするポイントを具体的にマニュアルに定め、そのとおりにチェックしているか。 (例)「対前月比増減」の数値などについて前月と当月の結果表の整合性のチェック
<input type="checkbox"/>	結果表の作成に当たっては、コピペでの転記ミスなどが起こらないよう、自動的に集計する仕組みになっているか。
(3) 内容の分析的審査	
<input type="checkbox"/>	統計数値を時系列で比較したときに、数値は妥当なものと言えるか。 (例)月次・年次・周期の統計調査において、当該調査の過去の数値を比較して、増減数、増減率を確認し、著しい増減が生じていないか等、特異な傾向を示していないかチェック
<input type="checkbox"/>	他の政府統計や業界データなどの関連情報に照らして、数値は妥当なものと言えるか。 (例)業界団体で調査・公表している数値と比較し、特異な傾向を示していないかチェック
<input type="checkbox"/>	地域別、都道府県別の集計値を比較したときに、数値は妥当なものと言えるか。 (例)地域別、都道府県別に集計して、地域間で増減数、増減率、構成比等を比較した際に特異な傾向がないかチェックすることにより、全国値の妥当性をチェック
<input type="checkbox"/>	社会経済情勢からみて、数値が特異な傾向を示していないか。 (例)新型コロナウイルスの影響により、輸送旅客数が全体として減少傾向を示している中、旅客数が2019年同月比でプラスになっている項目があるなど、特異な傾向を示していないかチェック
2. 公表プロセスの管理	
(1) 照会対応等への事前準備は十分か	
<input type="checkbox"/>	記者レク用の説明資料、応答要領、想定問答作成の可否を検討したか
<input type="checkbox"/>	(必要な場合)説明資料や応答要領、想定問答は作成したか、内容は十分か
<input type="checkbox"/>	(作成後)応答要領や想定問答を関連部署と共有したか
(2) 照会を受けた後の対応は十分か(計数確認等軽微なものを除く)	
<input type="checkbox"/>	照会者と回答者名、日時、照会とそれに対する回答内容を記録したか
<input type="checkbox"/>	照会者の問題意識を正確に把握し、課室長と相談の上、的確に回答したか
(3) (対象が特定できる場合)利害関係者等の理解を得る努力をしたか	
<input type="checkbox"/>	公表直後に説明を行い、内容の理解を促したか
(4) 公表の反響についてフォローしたか	
<input type="checkbox"/>	報道やインターネット等での取り上げられ方を確認したか
<input type="checkbox"/>	問題発生の前兆はないか —照会頻度の上昇、繰り返しの照会、普段と異なる内容の照会など
3. 問題発生時の初期対応	
(1) バッドニュースファーストを徹底しているか	
<input type="checkbox"/>	(問題発生またはその前兆を踏まえ)課室長や情報政策課(統計分析審査官)へ連絡し対応協議したか —「公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について」により対応
(2) 初期対応体制を構築したか	
<input type="checkbox"/>	照会窓口を速やかに担当課室長に一本化したか
<input type="checkbox"/>	(担当課室)問題発生の際を記録し、背景やメカニズム究明に取り組んだか
<input type="checkbox"/>	(問題が発生したら)リアルタイムで関連部署と情報共有し、対応を協議したか

建設業許可・建築工事届等の電子化状況を踏まえた
行政記録情報の統計への活用に向けた勉強会について

令和4年9月15日設置

1. 国土交通省が所管する統計の精度向上、調査者・報告者の負担軽減を図り、各政策担当部局と一体となって統計DXを推進するため、建設・建築関係手続の電子化の状況等を踏まえ、行政記録情報の統計への活用の推進に向けて、課題の整理及び将来的な整備の方向性について検討を行う。
2. 勉強会は、以下の者で構成する。ただし、必要がある場合には、構成員を追加する。
構成員 総合政策局情報政策課長
行政情報化推進課長
大臣官房技術調査課長
不動産・建設経済局建設業課長
住宅局建築指導課長
3. 会議の事務局の庶務は、国土交通省総合政策局情報政策課において処理をする。